

「笛吹市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」(素案)
に対するパブリックコメントの募集について

1. 目的

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8第1項の規定による市町村老人福祉計画であり、本市における高齢者福祉施策に関する基本的事項を、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条第1項の規定による市町村介護保険事業計画であり、本市の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施等に関する基本的事項を定める計画です。

現在の「笛吹市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」が令和3年3月に計画期間の満了を迎えることから、新たに令和3年度から令和5年度までの3年間における「笛吹市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」の素案を作成いたしました。今後の計画策定の参考とするため、広く皆様のご意見・ご要望をお伺いいたします。

2. 意見募集期間

令和3年1月22日(金)～令和3年2月5日(金)

※上記期間、笛吹市ホームページで閲覧できます。また、上記期間において、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までの時間帯に、笛吹市役所保健福祉館2階長寿介護課で閲覧できます。

3. 提出方法及び提出先

「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。

住所・氏名・電話番号等は必ず記入してください。電話ではお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

(1) 電子メールの場合

「パブリックコメント意見提出用紙」をダウンロードし、必要事項を入力後、「kaigo01@city.fuefuki.lg.jp」宛にメールに添付し、送信してください。

(2) ファクシミリの場合

「パブリックコメント意見提出用紙」をダウンロードし、必要事項を入力後、FAX番号(055-262-1318)に送信してください。

(3) 郵送の場合

「パブリックコメント意見提出用紙」をダウンロードし、必要事項を入力後、〒406-0031 笛吹市石和町市部 800 笛吹市役所長寿介護課長寿総務担当まで郵送してください。

(4) 窓口来庁の場合

「パブリックコメント意見提出用紙」をダウンロードし、必要事項を入力後、
笛吹市役所保健福祉館 2 階長寿介護課長寿総務担当まで提出してください。

4. ご意見の取扱い

提出していただいたご意見・ご要望については、内容ごとに整理・分類したうえで、これに対する市の考え方とともに笛吹市ホームページに公開します。

なお、住所・氏名等の個人に関する情報は公開しないことはもとより、他の目的で使用することは一切ありません。

5. 問い合わせ先

笛吹市役所 保健福祉部 長寿介護課 長寿総務担当 電話 055-261-1903